

## 愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県障害者差別解消調整委員会規則（平成27年愛知県規則第2号。以下「規則」という。）第8条に基づき、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(全体会)

第2条 規則第5条に規定する会議は、全体会と称する。

(部会)

第3条 委員会に、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）第13条第2項によりその権限に属させられた事項（以下「権限事項」という。）を審議するため、規則第7条第1項の規定に基づき、5部会を組織し、それぞれ、総合部会、第1部会から第4部会と称する。

- 2 総合部会、第1部会から第4部会は各々、別表に定める権限事項を所掌する。
- 3 委員長は、知事からの諮問に応じ、その都度、事案の内容等を勘案し、審議する部会を選定する。
- 4 委員会は、権限事項に係る審議結果について、部会の決議をもって委員会の決議とする。
- 5 第1項に規定する部会の定数は、総合部会にあつては15人、第1部会から第4部会にあつては9人とする。ただし、規則第6条に規定する専門委員を選任する場合にあつては、定数に含まないものとする。

(出席)

第4条 委員会へは委員本人が出席することとし、代理等による出席は認めないものとする。

- 2 出席できない委員については、当該会議に付議される事項について事前に書面により意見を提出することができるものとする。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号に該当する場合にあつては、非公開とする。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(議事)

第6条 全体会の議事は、委員長がつかさどる。

- 2 部会の議事は、各部会長がつかさどる。

(議事録)

第7条 全体会及び部会の議事について議事録を作成し、それぞれ委員長又は部会長が指名した委員2名がこれに署名するものとする。

- 2 議事録の保存年限は5年間とする。

(公表)

第8条 委員会の開催状況については、その都度、県が公表する。ただし、不開示情報については公表しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が全体会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月12日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	所掌する権限事項
総合部会	障害を理由として、県民生活全般の分野で生じた事案で総合的観点から議論する事案（第1部会から第4部会の所掌事項を除く）
第1部会	身体障害を理由として、福祉、医療及び教育の分野で生じた事案
第2部会	身体障害を理由として、交通及びその他の分野で生じた事案（第1部会の所掌事項を除く）
第3部会	知的障害及び精神障害（発達障害を含む）を理由として、福祉、医療及び教育の分野で生じた事案
第4部会	知的障害及び精神障害（発達障害を含む）を理由として、交通及びその他の分野で生じた事案（第3部会の所掌事項を除く）